

漁業・養殖業復興支援事業実施要綱

23水管第1818号

平成23年11月21日

農林水産事務次官依命通知

一部改正 24水管第263号

平成24年4月20日

26水管第2499号

平成27年4月9日

第1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方及び関東地方太平洋側を中心とした幅広い地域で、水産業への壊滅的な被害や水産物への風評被害等が発生し、我が国漁業をとりまく環境は一変した。

このため、震災で悪影響を受けた漁業者や養殖業者の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築に資する計画を策定し、復興に向けて大きく前進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進し、より厳しい経営環境の下でも漁業や養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るものである。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）とする。

第3 事業の内容

1 漁業復興支援運営事業

(1) 漁業復興プロジェクト本部運営事業

ア 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、漁業に関する有識者等からなる漁業復興プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）及びその事務局から構成される漁業復興プロジェクト本部を設置する。

イ 中央協議会は、漁業・養殖業復興支援事業を実施するための基本的な事項について審議するとともに、(2)のウの漁業復興計画の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、経営再建が真に必要であり、収益性の高い操業体制への確保が図られると認められるときは、水産庁長官が平成28年3月31日までの間において別に定めるところによりこれを認定する。

ウ 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、(2)の地域漁業復興プロジェクト運営事業の企画・立案及び実施段階における指導・助言等を行うものとする。

エ 水漁機構は、この事業により得られた成果等について、インターネット等を用いて広く普及啓発に努めるものとする。

(2) 地域漁業復興プロジェクト運営事業

水漁機構は、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が特に認める者（以下「水産業協同組合等」という。）であって次のアからオまでに掲げる事業を行う者（以下「地域漁業復興プロジェクト運営者」という。）に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事業に必要な経費について助成金を交付する。

ア この事業の支援を受けて漁業者、流通・加工業者等（以下「漁業者等」という。）及び地方公共団体が一体となって漁業の復興に取り組もうとする場合には、地域漁業復興プロジェクト運営者は、水産庁長官が別に定めるところにより、地域の漁業復興プロジェクト（以下「地域漁業復興プロジェクト」という。）を設置する。

イ 地域漁業復興プロジェクト運営者は、当該地域漁業復興プロジェクトの中に、漁業者等の代表、関係団体、地方公共団体の職員、有識者等を構成員とする地域漁業復興プロジェクト協議会（以下「地域漁業復興協議会」という。）を設置する。

ウ 地域漁業復興協議会は、水産庁長官が別に定めるところにより、収益性を向上するための取組に加え、経営再建が真に必要なことが分かるような漁業復興計画を作成し、これを中央協議会に提出し、（１）のイの認定を受けるとともに、認定された漁業復興計画（以下「認定漁業復興計画」という。）の実施に必要な指導・助言等を行うこととする。

エ 地域漁業復興プロジェクト運営者は、漁業復興計画の作成に必要な調査研究を実施することができる。

オ 地域漁業復興プロジェクト運営者は、漁業復興計画に参加しようとする漁業者の抜本的な経営対策を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより、中小漁業経営支援協議会を設置することができる。

2 養殖復興支援運営事業

（１）養殖復興プロジェクト本部運営事業

ア 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、養殖業に関する有識者等からなる養殖復興プロジェクト認定協議会（以下「認定協議会」という。）及びその事務局から構成される養殖復興プロジェクト本部を設置する。

イ 認定協議会は、養殖復興支援事業を実施するための基本的な事項について審議するとともに、（２）のウの養殖復興計画の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、経営再建が真に必要であり、被災地域の養殖業の再興に寄与すると認められるときは、水産庁長官が平成２８年３月３１日までの間において別に定めるところによりこれを認定する。

ウ 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、（２）の地域養殖復興プロジェクト運営事業の企画・立案及び実施段階における指導・助言等を行うものとする。

エ 水漁機構は、この事業により得られた成果等について、インターネット等を用いて広く普及啓発に努めるものとする。

（２）地域養殖復興プロジェクト運営事業

水漁機構は、水産業協同組合等であって次のアからオまでに掲げる事業を行う者（以下「地域養殖復興プロジェクト運営者」という。）に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事業に必要な経費について助成金を交付する。

- ア この事業の支援を受けて生産者及び関連団体、地方公共団体等が一体となって養殖業の復興に取り組もうとする場合には、地域養殖復興プロジェクト運営者は、水産庁長官が別に定めるところにより、地域の養殖復興プロジェクト（以下「地域養殖復興プロジェクト」という。）を設置する。
- イ 地域養殖復興プロジェクト運営者は、当該地域養殖復興プロジェクトの中に、生産者の代表、関係団体、地方公共団体の職員、有識者等を構成員とする地域養殖復興プロジェクト協議会（以下「地域養殖復興協議会」という。）を設置する。
- ウ 地域養殖復興協議会は、水産庁長官が別に定めるところにより、共同化等による生産の早期再開に向けた取組に加え、経営再建が真に必要なことが分かるような養殖復興計画を作成し、これを養殖復興プロジェクト本部に提出し、（１）のイの認定を受けるとともに、認定された養殖復興計画（以下「認定養殖復興計画」という。）の実施に必要な指導・助言等を行うこととする。
- エ 地域養殖復興プロジェクト運営者は、養殖復興計画の作成に必要な調査研究を実施することができる。
- オ 地域養殖復興プロジェクト運営者は、養殖復興計画に参加しようとする養殖業者の抜本的な経営対策を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより、中小漁業経営支援協議会を設置することができる。

3 がんばる漁業復興支援事業

- （１）水漁機構は、地域漁業復興協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、次に掲げる事業（以下「がんばる漁業復興支援事業」という。）の実施に必要な経費について、水産庁長官が別に定めるところにより、助成金を交付する。
 - ア 新船導入による収益性改善の事業
 - イ 既存船活用による収益性回復の事業
- （２）水漁機構は、（１）により助成金を交付した水産業協同組合等に対して、毎年事業終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、水産庁長官が別に定めるところにより、漁獲物の販売に係る代金の総額から助成金を返還させることとする。

4 がんばる養殖復興支援事業

- （１）水漁機構は、地域養殖復興協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、認定養殖復興計画に基づき共同化等による養殖業の早期再開と経営再建に取り組む養殖業者を支援する事業（以下「がんばる養殖復興支援事業」という。）の実施に必要な経費について、水産庁長官が別に定めるところにより、助成金を交付する。
- （２）水漁機構は、（１）により助成金を交付した水産業協同組合等に対して、毎年事業終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、水産庁長官が別に定めるところにより、養殖生産物の販売に係る代金の総額から助成金を返還させることとする。

第4 事業の対象

がんばる漁業復興支援事業に参加する漁業者及びがんばる養殖復興支援事業に参加する養殖業者については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 東日本大震災により漁船、水産関連施設等が被災したことにより収益性が悪化したこと、又はこれらと同等の被害を受けたことが、中央協議会において審査・認定された認定漁業復興計画の取組を行うと認められた漁業者であること。ただし、平成23年4月1日以降に第3の1の(2)のウに規定する漁業復興計画の策定に着手し、がんばる漁業復興支援事業を行っている者についても同様とするものとする。
- 2 東日本大震災により被災した漁業者（地域養殖復興協議会が後継者と認めた者も含む。）であって、認定協議会において審査・認定された養殖復興計画の取組を行うと認められた者であること。ただし、平成23年4月1日以降に第3の2の(2)のウに規定する養殖復興計画の策定に着手し、がんばる養殖復興支援事業を行っている者についても同様とするものとする。

第5 事業の移行等

1 事業の移行

水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「水産業体質強化総合対策事業実施要綱」という。）第3の1の(2)のアに規定する事業（以下「もうかる漁業創設支援事業」という。）を実施中又は実施予定の者であって、認定漁業復興計画の取組を行うことが中央協議会において審査・認定された者が、がんばる漁業復興支援事業に移行する場合の手続については、次に定めるところによる。

2 事業の実施時期等

- (1) がんばる漁業復興支援事業に移行するに当たっては、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の6に規定するがんばる漁業復興支援事業実施計画の作成等に着手するとともに、水産庁長官にその承認を受けるものとする。
- (2) 水漁機構は、もうかる漁業創設支援事業を実施している者であって、(1)の事業実施計画の承認を受けた者については、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「もうかる漁業創設支援事業実施要領」という。）第1の3の(1)に規定する一事業期間の終了後に、がんばる漁業復興支援事業を実施することができるものとする。
- (3) (2)の場合において、もうかる漁業創設支援事業を実施した事業期間の販売に係る代金の総額が、もうかる漁業創設支援事業実施要領第2の3の(1)に規定する確定額を上回ったときについても、がんばる漁業復興支援事業に移行することができるものとする。
- (4) 水漁機構は、もうかる漁業創設支援事業を実施していない者であって、(1)の事業実施計画の承認を受けた者については、当該事業実施計画に記載されている事業期間から、がんばる漁業復興支援事業を実施することができるものとする。

3 移行後の事業期間等

- (1) 水漁機構は、2の(2)によりがんばる漁業復興支援事業を実施にするに当たっては、もうかる漁業創設支援事業実施要領第1の3の(2)に規定する事業期間の年限である3年(漁船等の収益性回復の実証事業に係る年限にあつては、3年とみなす。以下(2)において同じ。)のうち、当該事業期間の終了後から起算した残余期間について事業を行うことができるものとする。
- (2) 水漁機構は、2の(4)によりがんばる漁業復興支援事業を実施するに当たっては、もうかる漁業創設支援事業実施要領第1の3の(2)に規定する事業期間の年限である3年について、事業を行うことができるものとする。

4 事業の終了報告

水漁機構は、もうかる漁業創設支援事業を実施していた者が、がんばる漁業復興支援事業に移行を行ったときは、当該もうかる漁業創設支援事業を実施していた者に対して、もうかる漁業創設支援事業実施要領第1の6の(2)のイに規定する実証事業報告書の作成を指示し、その報告書を水産業体質強化総合対策事業実施要綱第2に規定する事業の実施主体(以下「水産業体質強化総合対策事業の事業実施主体」という。)に提出するよう命令するものとする。

5 事業の移行報告

水漁機構は、がんばる漁業復興支援事業に移行が行われたときは、水産業体質強化総合対策事業の事業実施主体及び水産庁長官に対して、その旨を報告するものとする。

第6 基金の造成及び管理

1 基金の造成

水漁機構は、第3に定める事業の実施に充てるため、当該事業の実施期間において、毎年、国の予算に基づく国からの補助金について、水産業体質強化総合対策事業実施要綱第5の1に規定する水産業体質強化総合対策事業基金(以下「事業基金」という。)に造成するものとする。

2 事業基金の管理等

- (1) 水漁機構は、事業基金を次により管理・運用するものとする。
- ア 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合又は水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預貯金又は郵便貯金
 - イ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託(元本保証のあるものに限る。)
 - ウ 国債、地方債その他の有価証券(元本保証のあるものに限る。)
- (2) 水漁機構は、事業基金を適正に管理するため、水産業体質強化総合対策事業実施要綱第5の2の(2)に規定する勘定と区分して経理し、第3に充てるための漁業・養殖業復興支援事業助成勘定を設けるものとする。
- (3) 水漁機構は、(2)に掲げる勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通

- 信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。
- (4) 水漁機構は、事業基金の運用から生ずる果実を、当該勘定に繰り入れるほか、別記様式第1号により、毎年水産庁長官の承認を得て管理運営費を含め第3に掲げる事業に充てることができるものとする。
 - (5) 水漁機構は、第3の3の(2)及び第3の4の(2)により水産業協同組合等から返還された助成金については、漁業・養殖業復興支援事業助成勘定に繰り入れて運用するものとする。
 - (6) 水漁機構は、基金造成後に水産業体質強化総合対策事業実施要綱第5の2の(2)に定める勘定の相互間の経費の流用を行ってはならない。
 - (7) 水漁機構は、事業基金の管理については、(1)から(6)までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

第7 事業基金の廃止時期等

1 基金の見直し

- (1) 水漁機構は、事業基金について、少なくとも3年に1回は定期的に見直しを行う。
- (2) 水漁機構は、(1)により定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合を算出し、当該保有割合並びに当該算出に用いた算出方法及び数値を水産庁長官に報告する。

2 事業の終了時期等

- (1) 第3に定める事業を行う期間は、平成32年3月31日までとする。
- (2) 水漁機構等は、(1)の事業の終了後、速やかに本事業に係る精算手続等を行うものとし、当該精算手続等に伴い通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、漁業・養殖業復興支援事業助成勘定の中から支弁することができるものとする。

第8 指導監督

- 1 水産庁長官は、この事業の実施に関して、水漁機構及び水産業協同組合等に対し、指導及び監督を行うものとする。
- 2 水産庁長官は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

第9 事業計画

水漁機構は、別記様式第2号により、毎年の基金の造成計画を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。

第10 報告

水漁機構は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第3号により漁業・養殖業復興支援事業の実施状況を報告するものとする。

第11 国の助成等

- 1 国は、予算の範囲内において、水漁機構に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 水漁機構は、この実施要綱により実施する事業の全てが完了したときは、事業基金のうち、本事業により造成した基金については、速やかに精算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、水漁機構に残額が生じているときは、水漁機構は当該残額を国庫に返還するものとする。
また、この実施要綱により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、水漁機構は当該基金残額を国庫に返還するものとする。

第12 その他

この実施要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

附則（平成27年4月9日付け26水管第2499号）

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。